

# 特定非営利活動法人国境なき子どもたち

## 定款 2024年改定版

### 第1章 総則

(名称)

#### 第1条

この法人は、特定非営利活動法人国境なき子どもたち（以下「**国会**」という）と称し、1997年日本国において設立された民間非営利活動団体である国境なき子どもたちをその前身とする。但し、略称として **KnK** もしくは **KnK 日本**、もしくは **KnK インターナショナル**と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区内に置くものとする。

本会は、必要に応じ、日本国内に主たる事務所以外の事務局を開設することができる。

(目的)

第3条 本会は、教育的かつ人道的な活動を行なう国際的な団体であり、世界の子どもたちがお互いに友情と理解の促進をはかり、また困難な状況にある子どもたちの生活環境の改善を目指す活動を促進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前項の目的を達成するため、特定非営利活動促進法に定められた事業分野のうち、以下の各項に該当する活動を行なうものである。

- 1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2) 社会教育の推進を図る活動
- 3) 国際協力の活動
- 4) 子どもの健全育成を図る活動
- 5) 各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に関する以下の事業を行なうものとする。

- 1) 日本の子どもたちと世界の子どもたちの、より良い相互理解に役立つ教育的な性格をもつ全ての活動を推進すること。
- 2) 講演、討論会、その他の会議を主催すること。
- 3) 教育的な映画やビデオを制作すること、もしくは制作させること。
- 4) 目的に役立つ資料を出版すること。
- 5) 目的を同じくする、日本または外国の他の団体と協力すること。
- 6) 今後起こりうる、特に健康や教育面で恵まれない子どもたちの現状を改善するためのすべての活動を支援すること。
- 7) 上記に係る教育を提供すべく、会員や子どもたちを対象とした教育またはトレーニングプログラムを実施すること。
- 8) 会員が世界各地で使命を果たせるよう、日本国内および国外の協力を求めること。

2 本会は、公職者の選出を目的とするいかなる政治キャンペーン(声明文の発表、配布を含む)にも参加しない。

3 本会は、上記活動に支障が及ばず、かつ、利益のすべてがこれらの非営利活動に充当されることを条件として、以下の収益事業を行なうことができるものとする。

- 1) 書籍などの物品製作・販売
- 2) ビデオ、写真などの製作・販売
- 3) 企業または団体との協賛事業
- 4) 不動産等の賃貸事業
- 5) 講演会、上映会などの開催

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、評議員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。（以下評議員という。）

評議員は、本会の主旨を深く理解かつ賛同し、その活動に積極的に参加する意思を持つ個人である。

(入会)

第7条 本会の評議員となることを希望する者は、本会の理事長に入会申込書を提出し理事会の承認を仰ぐものとする。

2 理事会は、前項の申し込みがあったとき、その者が第6条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。

3 理事会はその者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 評議員は、理事会で毎年定められた年会費を総会において支払うものとする。

(評議員の資格の喪失)

第9条 評議員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1) 退会届けの提出をしたとき。
- 2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき、または評議員である団体が消滅したとき。
- 3) 年会費を正当な理由なく滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- 4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 本会を退会しようとする評議員は、本会の理事長に退会届を提出するものとする。

2 当該評議員は、その提出をもって本会の会員資格を喪失するが、入会中に納めた会費の払い戻しを受けることはできない。

(除名)

第11条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- 1) この定款に違反したとき。
  - 2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により評議員を除名しようとする場合は、議決の前に当該評議員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会は、次の役員を置く。

- 1) 理事 5名以上15名以下
- 2) 監事 1名以上3名以下
- 2 理事のなかから理事長1名、必要に応じて、副理事長をおくことができる。その他の役職については、理事会の決議により別途定めるものとする。
- 3 理事長は「会長」、副理事長は「副会長」の称号をそれぞれ使用するものとする。

(選任等)

第13条 本会の理事及び監事は、総会において評議員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法（役員の欠格事由）第20条各号のいずれかについて該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は理事又は本会の職員を兼任することができない。

(理事の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は以下の業務を行なう。

- 1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 2) 本会の財産の管理状況を監査すること。
- 3) 本会の業務又は財産に関する不正行為又は本定款あるいは法律に対する重大な違反行為を発見した場合には、総会又は所轄官庁に報告すること。
- 4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- 5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 理事及び監事の任期は、2年間とする。但し再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 理事の選任は、本会の通常総会において、現任理事総数の半数ずつを入れ替える形で行なうものとする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- 1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められたとき。
- 2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 3) 本会の目的に反する行為をしたとき。

2 理事会により理事の停職が決議されたときは、理事会は臨時総会または次の定例総会で、その解任について総会の決議を求める。

3 当該役員は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成により解任される。

4 当該役員は、解任の議決前に総会において弁明の機会を与えられる。

(役員の報酬)

第19条 理事は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 本会は理事がその職務の範囲内で要した費用を、当該費用の詳細を証明する書類の提出と引き換えに弁償することができる。

## 第4章 総会

(総会の種別)

第20条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、評議員で構成される。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散及び合併
- 3) 評議員の除名
- 4) 事業報告及び決算
- 5) 事業計画及び予算
- 6) 役員の選任及び解任
- 7) 資産管理の方法
- 8) 解散における残余財産の帰属
- 9) 事務局の組織運営
- 10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- 2) 評議員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- 3) 監事が第15条第4号の規定に基づき、臨時総会を招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会の招集は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定により請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した開催日の最低5日前までに、議事日程の概要を記した各評議員宛の書面、ファックスまたは電磁的方法にて行なうものとする。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した評議員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、評議員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合及び議長が必要と判断した場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は評議員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各評議員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した評議員は、前第2条及び次条第1項の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
- 2) 評議員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- 3) 審議事項
- 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、評議員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- 3) 総会の決議があったものとみなされた日及び評議員総数
- 4) 議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1) 総会に付議すべき事項
- 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- 1) 理事長が必要と認めたとき。
- 2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- 3) 監事が第15条第5号の規定に基づき、理事会を招集するとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。ただし、当該議事日程については、出席理事の過半数の賛成があれば、理事会開催当日の決定でも差し支えないものとする。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法によって表決することができる。又は、他の理事を正式に代理人として表決を委任できる。かかる理事は出席したものとみなされる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議決については、次の事項に記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
- 2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）
- 3) 審議事項

- 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第6章 資産

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、以下をもって構成する。

- 1) 財産目録に記載された資産
- 2) 評議員が納入する会費
- 3) 個人または法人からの寄付金品
- 4) 本会が所有する財産から生じる収益
- 5) 国、省、県、市町村、公的機関等からの助成金
- 6) 役務提供等に対する報酬から生じる資産
- 7) 事業に伴う収益
- 8) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 会計

(会計の原則)

第41条 本会の会計は、関係法令に記載される諸原則に従って行なうものとする。

(会計の区分)

第42条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(予算及び決算)

第44条 本会の事業計画とそれに付随する予算案は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を含む会計報告書は、毎事業年度の終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

3 上記書類は主たる事務所に備え付けられ、必要に応じて所轄官庁に提出されるものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した評議員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法（定款の変更）第25条第3項に規定する以下の事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 1) 目的
- 2) 名称
- 3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- 5) 社員の資格の得喪に関する事項
- 6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- 7) 会議に関する事項
- 8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- 10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 1) 総会の決議
- 2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 3) 評議員の欠亡
- 4) 合併
- 5) 破産手続き開始の決定
- 6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、評議員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第47条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法（定款）第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において評議員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告

（公告）

第49条 本会の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。ただし、法（貸借対照表の公告）第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本会のホームページにおいて行う。

## 第10章 事務局

（事務局の設置）

第50条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第51条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第52条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の審議ならびに決議を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

1. 本定款は、本会成立の日から施行する。
2. 本会設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. 本会設立当初の役員の任期は、第17条の規定にかかわらず、本会成立の日から、平成12年12月31日までとする。
4. 本会設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、本会成立の日からその年の12月31日までとする。
5. 本会設立当初の事業計画及び収支予算は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. 本会の評議員の会費は、第8条の規定にかかわらず、1,000円とする。
7. この定款の変更は、2024年（令和6年）11月12日から施行する。

別表

## 設立当初の役員

特定非営利活動法人国境なき子どもたち

|   | 役職名         | 氏名                                             |  |
|---|-------------|------------------------------------------------|--|
| 1 | 会長<br>(理事長) | セキグチ ハジメ<br>関口 元                               |  |
| 2 | 事務局長        | レギュイエ ドミニク ピエール<br>LEGUILLIER Dominique Pierre |  |
| 3 | 会計役         | モリヤ キミエ<br>守谷 季美枝                              |  |
| 4 | 監査          | マツナガ ヒロシ<br>松永 弘                               |  |